

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成 24 年 12 月 3 日)

現 行	変 更 後
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 24 年 10 月</u></p> <p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越すことができます。</p> <p>法人の行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 24 年 10 月 1 日</u></p>	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 24 年 12 月</u></p> <p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、<u>復興特別所得税が所得税額×2.1%※</u>、地方税が 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越すことができ、<u>他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。</u></p> <p>法人の<u>お客様</u>が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。<u>なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。</u></p> <p><u>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下現行通り)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 24 年 12 月 3 日</u></p>